

鉱物油対象：二次汚染防止洗浄剤

流出油対策に!! 床洗浄に!!

低毒性の為使って安心!!

アースクリーン

土壤汚染、水質汚濁の防止に

効果を発揮します!!



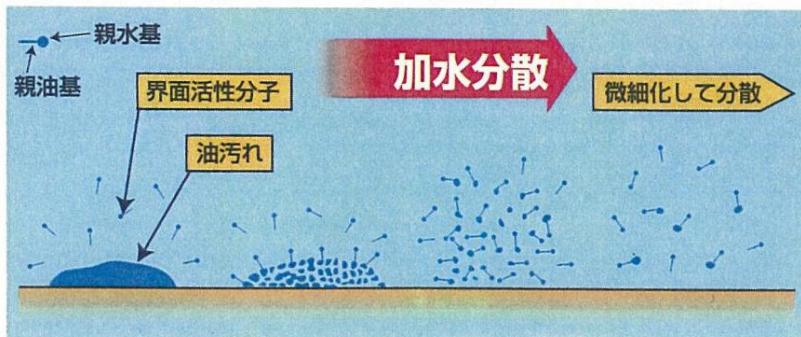
T-043-50



T-041-20L

商品の特徴・効果

- 床洗浄、計量機の洗浄、部品洗浄、作業着、軍手の洗浄、手洗い等通常の洗剤として使用でき、白濁現象をおこさない全く新しい洗浄剤です。
- 油を超微粒子に加水分散させ、再付着しない為油紋やオイルボールにならないことにより下水、排水に流れても油の二次汚染がなくなります。
- グリストラップも汚れなくなり汲み取りコストが著しく軽減されます。
- 希釈タイプ(5~10倍)なのでコスト削減になります。
- 水系洗剤の為消防法上の備蓄制限はありません。
- 本品はOECD規格DOC法による生分解度77%以上(日本食品分析センター調べ)の性能です。界面活性剤(5.5%)
- 流出油等の処理にも効果があります。



使用方法

- 適量に希釈してお使い下さい。使用する水は、軟水、硬水、海水、泥水と場所と環境を選べません。
- グリース油等の粘度がある場合は、60°C位の温度で効果的です。
- 洗車機等、高圧洗浄等は効果が倍増します。

油が河川に流出した場合の処理風景



上記の様に使用すると瞬時に油紋が消えます。油成分が微細化され



その後、自然界のバクテリア菌が処理してくれます。

アスファルト道路でのテスト風景

アスファルトへの影響もなく、また、べたつきもなくなり採用されました。



【発売元】
エコエストジャパン株式会社
大阪府守口市寺方元町3-4-10
TEL:06-6992-3313 FAX:06-6992-3358
URL:<http://www.ecoest.jp>

【取扱店】

低公害性流出油処理剤

アースクリーン

商品特性

・ 自然を大切にする驚異的な分散力

アースクリーンは、油分そのものを、加水分散することによって、油の物性を失わせ、微生物が処理しやすい状態にしてしまいます。
また、本品は生分解性（微生物による分解）が97%以上（財・日本食品分析センター分析値）ですので、自然界に悪影響をもたらしません。

中和剤は「乳化剤」と言われる通り、散布すると水が乳白色になる事から、河川や湖沼管理者は散布を厳しく制限しています。しかし、本製品は油をミクロンオーダーまで微細化し、水を汚す事なく、油は目の前から消えてしまいます。
もちろん虹色のあの嫌な油紋も出ませんし、油の再浮上や固化もありません。
こうなれば、あとは自然界のバクテリアが油分を処理してくれます。

・ 使いやすさと安全性

中和剤（乳化剤）と言われるものは殆どが、第三石油類の危険物扱いで、備蓄には消防署への届け出が必要です。また舗装道路に撒くと、舗装がボロボロになってしまいます。

「アースクリーン」は、水系洗剤ですので危険物扱いにはならず、消防署への届け出も不要であり、備蓄量も制限がありません。

本製品は、中性ですので原液に触れても何ら問題はありませんし、自然界のpH（ペーハー）領域を侵しません。

二次公害防止にすばらしい効果

油分の微細化と加水分散により、油分の再浮上や固化を防止し、油による二次公害を防止する目的の洗浄剤です。

本剤にはABS（アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム）LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム）・リン酸塩・蛍光増白剤・砒素・重金属・その他無機物のような有害物質は含んでおりません。

使用例

使用前には必ずオイル吸着マットで油を回収してください。効果的です。

- ・ ブラッシングの場合 (希釈倍率 10~30 倍)

- ① バケツや専用容器に原液を入れ洗浄液を作る
- ② 汚れた部分に洗浄液を散布する
- ③ デッキブラシ等で、汚れた部分をブラッシングする
- ④ 多量の水ですすぎ流す

- ・ 高圧洗浄の場合 (希釈倍率 30~50 倍)

- ① 油吸着マットで、出来る限り油を回収する
- ② 容器に原液を入れ 30~50 倍の水で薄める
- ③ 洗浄機をセットし、流出した部分をなぞる様に、水面なら叩く様にして油を混和させる

※いずれも希釈しないと効果がでませんのでご注意下さい。

基準使用量

流 出 油 種 類	希釈使用量の目安	すすぎ水
原油、重油 (A、B)	漏油の約 5 倍以上	適 宜
軽油、ガソリン、灯油	約 3 倍以上	適 宜
エンジンオイル (ディーゼル車、ガソリン車)	約 3 倍以上	適 宜

- 希釈倍率の見方は、流出した油量の 3~5 倍のアースクリーン希釈液が必要です
- 安全データーシート及びラボテストのデータが必要な場合はお問い合わせ下さい

※注

- ① 希釈水は河川水、海水、泥水、油混じりの現場の水等、いずれでも可能です。

付則① :

現在、中和剤等での河川、湖沼、田畠での流出油処理は地方条例上出来なくなっている状況です。流出した場合は河川敷等の管理責任者の判断が必要となりますので、個人の判断での使用は罰則の対象となりますので注意が必要です。

付則② :

上記の詳細は各自治体、消防署にお尋ね下さい。